

第 249 回大阪海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時	2023 年（令和 5 年）6 月 9 日（金曜日） 午後 3 時から午後 4 時
2. 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 海区委員会室
3. 出席委員	今井 一郎、岡 修、奥 浩幸、津本 芳孝、常松 睦弘、 田中 映治、伊瀬 隆二、樋口 正明、村上 知子、 鍋島 靖信（専門委員）
4. 府関係者	池田 孝雄、山脇 敏広、福原 敬介、中村 咲良、 新瀬 幾恵、吉見 翔太郎、佐野 雅基（水産技術センター）
5. 事 務 局	大道 斉、久保 佳洋、池田 栄太郎
6. 議事事項	（1）漁業許可の公示 （2）まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定 （3）大阪府漁業調整規則の一部改正（案） （4）しらすうなぎ特別採捕許可の漁業許可への移行 （5）その他報告事項 ①全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会 ②さかなかご漁業実態調査
7. 議事概要 事 務 局 （大道書記長）	定刻となりましたので、ただ今から第 249 回大阪海区漁業調整委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。 携帯電話をお持ちの方に注意事項として、会議中は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。 さきほどお配りしたピンバッジについて。こちらのピンバッジは、本年 10 月 28、29 日に堺市で開催される G 7 大阪・堺貿易大臣会合を広く周知し、会合の成功に向けた機運を醸成するために作成されたものです。 ついては、着用についてご協力よろしくお願いします。 本日は、多田委員が欠席となっております。結果、委員 9 名に出席いただいておりますので、漁業法第 145 条に基づき、本日の委員

	会が有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、本日ご審議いただきます議題は、お手元の次第にありますとおり、 ・「漁業許可の公示」 ・「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」 ・大阪府漁業調整規則の一部改正（案） ・しらすうなぎ特別採捕許可の漁業許可への移行の4件でございます。 それでは、今井会長、議事の進行、よろしくお願いします。
会 長	只今から、第249回大阪海区漁業調整委員会を開催いたします。 はじめに、議事に入る前に、議事録署名人を、大阪海区漁業調整委員会規程第9条第2項の規定に基づき私から指名させていただきます。 議事録署名人につきましては、津本（つもと）委員と奥（おく）委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 議題1、「漁業許可の公示」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 （吉見技師）	（「漁業許可の公示」について説明） 大阪府水産課の吉見でございます。よろしくお願いいたします。 漁業許可の公示に関して、諮問させていただきます。 まず、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から5つ目の大阪府漁業調整規則をお開きください。2ページ目の下部の第11条が根拠条文となります。 本条第1項では、知事は、漁業の新規許可をしようとするときは、同条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を定め、その内容及び申請すべき期間を公示しなければならないと定められております。 また、次ページにあります、同条第3項により、制限措置の内容

	及び申請すべき期間を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められており、以上が今回の諮問の根拠となります。 それでは、海区委員会資料1をご確認いただき、1枚めくっていただいた参考資料1－1の諮問文のとおり、前回の委員会以降の新規要望について、諮問させていただきます。 1枚戻っていただき、海区委員会資料1をご覧ください。表にありますとおり、つばす・すずき流網漁業3隻、刺網漁業3隻について、新規許可の要望が出ております。 申請すべき期間については、許認可方針通り、刺網漁業については1か月、その他の漁業については2か月間としております。 なお、漁協からの新規要望の内訳については、参考資料1－2に掲載しております。 説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
樋口委員	つばす・すずき刺し網漁業などですが、毎回、申請があるたびに統数が増えていきますが、沖（漁業の現場）では操業トラブルが増加しています。さわら流し網が操業している場所に、刺網が沖に出てきて操業する。操業中の漁具の上に網が流れてきて、漁具や漁船を痛めて、安全な操業がしづらいなどの苦情が増えている。こうした刺網の統数の上限を決めることとか、使用できる網数ややり方ははっきり規定することなどが必要ではないか。 さわらはTAC（漁獲可能量）対象で、大阪湾での漁獲量の制限がかかるのと、さわらを漁獲するさわら流し網にも制限がかかるので、資源の有効利用と漁業の安全を図るため、これらの操業実態を調査して、調整を図る必要があると思う。水産課の考えはどうか。

水産課 (新瀬課長補佐)	今回の漁業許可申請についても、従来どおり要望があった件数を送致させていただいています。さわら流し網の方々からは、以前から申し入れがあり、刺網なのか何なのか、区分できないさわらを捕る網があるとのことで調査したいと考えています。今日のところは申請がありました、つばす・すずき流網漁業3隻と刺網3隻について諮問させていただきました。今後は実際の漁業の実態について調査を行い、整理していきたいと考えています。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題1については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。

	議題２、「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について、水産課から説明をお願いします。
水産課 (中村主事)	(「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和５管理年度における知事管理漁獲可能量の設定」について説明) 水産課 企画・豊かな海づくり推進グループの中村と申します。議題２の説明をさせていただきます。宜しくお願いいたします。座って説明させていただきます。 お手元に配付しています本日の委員会資料の参考資料２－１をご覧ください。 漁業法第１６条第１項の規定に基づき、まさば及びごまさば太平洋系群に関する、令和５管理年度における、知事管理漁獲可能量を定めたいので、同法第１６条第２項の規定に基づき諮問いたします。 漁獲可能量について、現在、大阪府には特定水産資源として「まさば及びごまさば」、「まあじ」、「まいわし」、「くろまぐろ」の４魚種について、TAC（漁獲可能量）が設定されています。 「まさば及びごまさば」の令和５管理年度は、来月７月から翌令和６年６月までの１年間となっています。 都道府県は、国から配分された漁獲可能量をもとに、各都道府県の資源管理方針に基づく、知事管理区分に配分する漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないとされておりますため、お諮りするものです。 今回、国の研究機関で行われました「資源評価」の結果を受け、国において意見交換会や審議会などが行われ、「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和５管理年度のTACの設定及び配分が審議・承認されました。 次に、参考資料２－２の「令和５管理年度まさば及びごまさば太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について」をご覧ください

さい。

4月24日に開催されました、国の水産政策審議会資源管理分科会で配付され、承認された資料です。

「まさば及びごまさば太平洋系群」の令和5管理年度のTACは日本全体で51万トンとなっており、一番下に書いておりますとおり、このうち20%に当たる10万2,000トンが国の留保となります。

留保を差し引いた残りについて、過去3か年の漁獲実績の比率に基づき、大臣管理分と知事管理分に配分されます。

知事管理分は、漁獲量の概ね80%を占める岩手、三重、和歌山、宮崎の4県には具体的な数量で配分され厳格に管理されますが、それ以外の都道府県は、数量を明示せず「現行水準」とされており、大阪府も現行水準の配分とされております。

次に、参考資料2－3をご覧ください。

先程ご説明しましたTACの設定及び配分を受けまして、令和5年4月26日付けで農林水産大臣から大阪府知事あてに、まさば及びごまさば太平洋系群について、令和5管理年度における都道府県別の漁獲可能量の当初配分の通知があり、下の表に記載のとおり、大阪府のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲可能量は、令和4管理年度に引き続いて、「現行水準」での配分となっております。

「現行水準」といいますのは、全国の漁獲量からみると大阪での漁獲量は少ない方に位置しているため、数量を明示した厳格な管理ではなく、現行の水準を超えないように、基本は漁獲努力量による管理を続けていただく、ということです。

なお、表の「基本シェア（漁獲実績の比率）」と「現行水準の場合の目安数量」は、平成29年から令和元年までの直近3年間の平均漁獲量をもとに算定された目安で、参考値となっております。

次に、資料を戻っていただき、海区委員会資料2、今回の案をご覧ください。

まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間）における知事管理漁獲可能量につきまして、1の「大阪府に配分された漁獲可能量」

	は、先ほど申し上げましたとおり、国からの配分は、「現行水準」でしたので、２の「知事管理漁獲可能量」は、大阪府まさば及びごまさば漁業に対して「現行水準」と設定したいと考えております。 以上で、議題２についての説明を終わらせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題２については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題３、「大阪府漁業調整規則の一部改正（案）」について、水産

	課から説明をお願いします。
水産課 (池田副主査)	(「大阪府漁業調整規則の一部改正(案)」について説明) 大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いいたします。 3月の本委員会で、当課から概略を説明いたしました、大阪府漁業調整規則の一部改正案について、この間、大阪府漁連の組合長会議での説明、パブリックコメント等を行い、いずれも改正に異論はないとのことでしたので、本日は、改正案を正式に諮問させていただきます。 まず、諮問の根拠につきまして、お手元の黄色いファイル「法令集」をご準備ください。右端のインデックスの上から1つ目の漁業法をお開きください。18ページの上部の第57条第5項が根拠条文となります。本項に、知事は、第1項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められております。 また、お手元のファイルには挟んでおりませんが、水産資源保護法第4条第7項においても同じように、知事は、規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められております。 以上が今回の諮問の根拠となります。 続きまして、改正の概要につきましては、資料3-1から2枚めくっていただいて、参考資料3をご覧ください。 改正の概要としまして、大阪府では、漁業法第57条第1項に定める中型まき網、船びき網、小型底びき網のほか、大阪府漁業調整規則の第4条第1項各号に掲げる漁業を知事許可漁業と定めています。第1項各号で許可漁業の名前を列記しており、第2項で、船舶ごとにする対船許可または人ごとにする対人許可のいずれかに区分しています。 令和2年12月に規則の全部改正を行った際、対船許可と対人許可の見直しを行い、漁船の総トン数や馬力数が漁獲努力量に大きく影響する漁業は対船許可として整理しました。しかし、第4条第2項の号番号の定め誤りがございまして、本来漁業の性質上は対船許

可とすべき「かご漁業」については、現在は対人許可として定められています。

具体的な条文については、資料の裏面をご覧ください。第4条第1項に第1号から第15号まで知事許可漁業の名称が並んでいまして、下3行の第2項で、前項第2号から第11号までに掲げる漁業は船舶ごと、それ以外は人ごとに許可を受けなければならないとなっています。現在の第2項の規定では、第2号から第11号までが対船許可となっており、第12号のかご漁業が対人許可となっています。これを、今回の改正では、第12号までを対船許可とする案としております。

再び表面にお戻りください。中ほどの「2 改正の理由」にありますように、かご漁業が対船許可の場合、公示の際に船舶の総トン数や推進機関の馬力数を制限できるのですが、対人許可のままでは船舶の大型化や推進機関の高馬力化を抑制できずに、将来的に漁業調整上及び資源管理上の支障が生じる恐れがあること、また、漁法の性質から見ても対船許可である刺網やたこつぼと同様であることから、規則を改正し、かご漁業を対船許可として取り扱うことが適切であると考えております。

これまでの経過としましては、3月から5月にかけて、府内漁協あて通知文書の発出、組合長会議での説明、パブリックコメントの実施を行い、いずれも意見はございませんでした。

また、近隣県や、取締機関への説明・協議も行いまして、海上保安庁からは「漁業関係者に対し申請手続きについて十分な周知を行うこと」というコメントをいただいておりますが、改正すること自体については、いずれの県、関係機関も特段の支障はないとの回答を得ております。

これらを踏まえ、今回大阪海区漁業調整委員会にて諮問をさせていただくものです。

今後について、規則改正は農林水産大臣の認可事項でありますので、本日の諮問結果を添え、国への認可申請を行います。同時に庁内手続きを進め、公布・施行を7月末と予定しております。

資料を2枚戻っていただき、資料3－1は本委員会への諮問文、資料3－2は規則の新旧対照表です。

	大阪府漁業調整規則の一部改正に関する説明については以上です。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特にご質問等が無いようですので、議題3については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ありがとうございます。 それでは、水産課の案のとおり承認することとします。 事務局から答申案をお願いします。
事 務 局 (大道書記長)	(答申案読み上げ)
会 長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題4、「しらすうなぎ特別採捕許可の漁業許可への移行」について、水産課から説明をお願いします。
水 産 課 (池田副主査)	(「しらすうなぎ特別採捕許可の漁業許可への移行」について説明) 大阪府水産課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

しらすうなぎについては、本年 12 月 1 日からアワビ、ナマコと同様、漁業法に基づく特定水産動植物に規定されることから種苗供給のための特別採捕許可での採捕ができなくなり、漁業許可とする必要があります。

このため、しらすうなぎ特別採捕許可の漁業許可への移行に向けて、許認可方針の案を作成しているところです。

今年 3 月 22 日に一旦、組合長会議で素案としてご説明させていただいた後、4 月 27 日に漁業従事者の方へ許認可方針案を説明いたしました。説明を終えたのち、漁業従事者の方からの意見を踏まえて修正したものが資料 4－1 です。

また、現行の特別採捕許可から許認可方針案への変更点を資料 4－2 にまとめています。

資料 4－2 をご覧ください。

1 つ目の項目の「漁業を営む者の資格」について、現行は「大阪府内の沿海地区漁業協同組合の組合員」と「漁業協同組合が当該組合の許容水面内での採捕に同意した者。ただし、大阪府内に住所を有する者に限る。」と設定していますが、「漁業を営む又は営もうとする者」に変更することとします。

続いて、2 つ目の項目の「許可等をすべき数」について、現行は規定していませんが、資源状況を考慮し、今年の漁期に特別採捕の許可を受けている漁業者の数を上限としています。

3 つ目の項目の「優先順位」について、現行は規定をしていませんが、前年度に当該漁業の許可を受けていた方をはじめとした優先順位を新設します。

4 つ目の「操業区域」について、現行は「漁業協同組合ごとに決められた範囲内の大阪府地先水面」としていますが、「大津川から近木（こぎ）川に至る区域を操業区域とする組合に、大阪府鰯巾着網漁協を追加」し、「組合に所属していない者については、別表の操業区域の中から一つを選択」という内容に変更することとします。

5 つ目の「漁業時期」については、現行と同様、1 月 21 日から 5 月 20 日までとします。

6 つ目の「使用漁具」について、現行は「たも網又はかご網に限る」としていますが、「使用できる漁具は、たも網又はかご網とし、

	同時に使用してはならない」、「かご網は、長さ・幅・高さが1メートルを超えるものを使用してはならない」、「使用するかご網には、許可番号、氏名、所属漁協を明記した名札をつけなければならない」に変更することとします。 7つ目の「操業時間」については、「網のつけっぱなし」等による資源への負荷や「蹴り込み」による種苗の劣化を防ぐため、採捕を夜間のみにすることとし、当初は「日の入りから日の出まで」としておりました。しかしながら、時間で示すほうが、漁業者の方も、海上保安庁等の取締機関の方も分かり易いとの意見があり、かご網を明るいうちに設置できる時間を検討し、設定しました。 1月21日から3月20日は暗くなるのが早いため、午後4時から翌日午前6時まで、3月21日から5月20日までは午後5時から翌日午前6時までとしました。 8つ目の「採捕限度」については、全国の池入れ量の上限が示されていることから、個々の採捕については、上限を設ける必要がないとの考え方で削除することとします。 最後の「報告義務」については、「1月から4月分の採捕実績は翌月10日までに、5月分の採捕実績は、当月末までに必ず報告」という内容に変更することとします。 本年12月1日に漁業許可への移行を行うため、今後のスケジュールとしましては、本日いただいたご意見を踏まえ、6月13日に開催される組合長会議で許認可方針案を確認いただいたのち、パブリックコメント、海上保安庁等関係機関への協議を行いまして、次回以降の海区漁業調整委員会にて諮問させていただく予定です。 説明については以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の水産課の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。
田中 委 員	かなりの人数の方がウナギシラス量をされていると思いますが、どれだけの人数か漁協ごとに示してほしい。

水産課 (久保課長補佐)	今年度の実績からいくと、正組合員・準組合員の方で 330 人、組合の推薦のそれ以外の方が 100 人おり、合計で 430 人の方がいました。許可制への移行で次の年度では推薦の 100 名の方が許可を得られなくなり、水産課の想定では 330 人程度になると考えています。今年度の人数は漁協別にお示しします。基準どおりですと、漁協での正組合員と準組合員だけになります。
田中委員	この規定でいくと、100 人ほどの人は行けなくなり、各漁協での人数が減りますね。これまでは組合員の奥さんや身内の方が行っていました、人数が減って行けなくなりますね。
常松委員	かご網というのはもんどりですか。もんどりの使用数が 1 人 1 つとか個数が書かれていないですが、何個でも可能か。
水産課 (久保課長補佐)	かご網にはもんどりも含まれています。 昨年実態調査を行いました。聞き取りでは 1 人で 10 個しているとかの話もありましたが、共同で設置したりしている人もあり、実際に最も多い人で 5 つくらいしか仕掛けていないということもわかりました。その程度であれば、今のところ個数制限はしないと考えています。その他の事項についてもそうですが、今後問題が生じたときには個数制限なども水産課が入って改めて調整をしていくことを考えています。
常松委員	操業範囲ですが、男里川～近木川など、河が境界になっています。陸上の市町村範囲を境界にすると河の中央で分かれてますが、所属漁協側にある岸边しかできないのか。大津川でも場所争いもあるが、どのようにしていくのか。
津本委員	大和川でも河の中央で線を引いているが、昔から隣同士の住吉漁協と堺の漁連の漁協が話し合いをし、両方で譲り合いをして操業している。日によって堺側でよく獲れたり、大阪側でよく獲れたりすることがある。大阪側に行くときには地元の人優先で入ってもらい、空いたところに入れてもらうとかしている。

樋口委員	男里川は当初河の中心だと考えていましたが、行政区分では河口域はすべて尾崎に入っている。男里川河口は尾崎の飛び地であり、それは認識されている。
奥委員	組合長会議では男里川では河の下流域、上流域でも行けるということを知っている。
水産課 (久保課長補佐)	津本委員からも意見のありましたように、行政区域ではそれぞれの河岸になりますが、今回は河のどちら側でもよいと考えています。行政区分では男里川の下流は阪南市尾崎に属し、上流部は泉南市を流れる部分もあるが、男里川の兩岸、下部・上部をどちらも使えるように考えています。各河川のどちら側でも操業可能だということで、一旦定めさせていただきたいと考えています。今後しらすなぎの操業で問題があれば、エリアごとに水産課が入り、漁連や関係漁協が集まって協議し、調整していくことを考えています。それぞれの場所に関係する組合間でルールを決めていく方法がよいと考えています。
会 長	他に質問等ありませんか。無いようですので、議題4については、水産課の案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。
各 委 員	(異議なし)
会 長	ご異議がないようですので、事務局で漁業許可への移行に向けた作業をお願いします。 それでは、次の議題に入ります。 議題5、報告事項が2件あります。 1つ目の報告事項は、「全国海区漁業調整委員会連合会及び通常総会」についてです。事務局から報告をお願いします。
事 務 局	(「全国海区漁業調整委員会連合会理事会及び通常総会」について

(池田書記)	説明) 大阪海区漁業調整委員会の池田でございます。よろしくお願いいたします。 令和5年5月26日に東京で開催されました、全国海区漁業調整委員会連合会について報告いたします。当日、今井会長にご出席いただいております。 参考資料5-1をご覧ください。こちらは、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の資料の一部を抜粋したものです。 1枚目の次第をご覧ください。「5 議事」について、第1号議案では、令和4年度事業報告書等の承認、第2号議案では、令和5年度事業計画書案等の承認についてでした。 そして、第3号議案では、協議事項、いわゆる中央要望活動についてでした。 2枚目と3枚目が、要望書です。 4枚目をご覧ください。こちらは、新規要望項目と全要望項目が記載されています。 新規要望項目として、「沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について」や「AISを活用した事故防止・安全航行の指導」、「遊漁者に資源管理を行わせる体制整備」などが挙げられています。なお、本要望書については、水産庁等へ連合会事務局が要望活動を行う予定です。 (AIS: Automatic Identification System、自動船舶識別装置) 全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会に関する報告事項は以上です。
奥委員	海洋性レジャーとの調整について、レジャーボートに関して具体的な話がありましたか。これから夏に向かってレジャーボートが漁具に乗り上げて破損させるとかの問題が出てくる時期なので、どんな話が出たのか情報が欲しい。
池田	今回は資料を提示していないので、資料を提供させていただきます。このほかの問題に関しても、何かありましたら、言っていただければ、資料を提供いたします。

会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特に質問等がないようですので、次の報告に入ります。2つ目の報告は、「さかなかご漁業実態調査」について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (池田書記)	(「さかなかご漁業実態調査」について説明) 大阪海区漁業調整委員会の池田でございます。よろしくお願いいたします。 「さかなかご漁業」につきましては、許可漁業への移行も検討しましたが、昨年の委員会で、当面は委員会指示の形を継続することで落ち着きました。 現在発出されている、「さかなかご漁業に係る委員会指示」については、今年の9月末でその有効期間が終了するため、9月頃に改めてご審議いただく予定です。そのための実態調査を今年も鍋島専門委員のご協力をいただき、7月中旬ごろから実施していく予定であること、お伝えいたします。 さかなかご漁業実態調査についての説明は以上です。
鍋島専門委員	かご網調査に回らせていただきますのでよろしくお願いいたします。
会 長	ありがとうございます。 ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	特に質問等がないようですが、事務局から連絡事項等がありますか。
事務局	次回の開催日については、後日改めて日程を調整させていただき

(大道書記長)	ます。次回は、漁業権免許の申請について行います。 連絡事項は以上です。
会 長	ありがとうございます。 本日の委員会の議事等は、これですべて終了しました。 ほか何かご意見や事務局から連絡事項等ございませんか。ないようであれば、これをもって本日の委員会を閉会させていただきます。 本日はお疲れ様でした。